

改正概要説明書	
国名：ドイツ	法令名：実用新案規則
改正情報：2018年12月12日改正	
<p><b>改正概要：</b></p> <p>「BGBI. I 2018 S. 2446」（2018年12月12日公布）に伴う改正。2019年4月1日施行。特許規則，商標規則，意匠規則も同時に改正された。</p> <p>その概要は，</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在外者による出願時の記載事項として，出願人の都市名及び国名で十分であり，地区，郡，州等の情報は任意となった。（第3条）</li> <li>・外国語書類のドイツ語翻訳文において，公認翻訳者の署名に公的認証は不要となった。（第9条）</li> </ul>	
<p><b>改正内容：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>第2条</b> 電子的出願が明記された。</li> <li>・<b>第3条</b> 出願様式に関して明確化された。</li> <li>・<b>第9条</b> 外国語出願に関して明確化された。</li> </ul>	